

1 案件名称

生野区役所 3 階業務端末用電源回路増設工事

2 工事場所

大阪市生野区勝山南 3 - 1 - 19

生野区役所 3 階

3 履行期限

工事履行期限：令和 7 年 10 月 31 日（金）

報告書類提出期限：令和 7 年 11 月 13 日（木）

※作業実施日は原則として土曜日・日曜日・祝日とし、詳細は契約締結後発注者と調整のうえ決定する。

4 工事内容

「業務端末」増設に伴うコンセントの増設及び O A タップの納品

E P S 内に設置されている予備ブレーカー（別紙「ブレーカー写真」参照）から床下 O A フロアを経由し、指定場所までの電線を引き込みコンセント 4 個口（1 箇所）を設置すること。（別紙「レイアウト図」参照）

※配線は設置機器電力に耐え得る仕様であること。

O A タップについては 4 口抜けとめ（コード 5 m）を 7 個納品することとする。

5 実施体制等に関する事項

受注者は、業務責任者（業務を総合的に把握し、かつ調整を行い、従事者を指揮監督するとともに、本工事の施工にあたり発注者と連絡がとれる者）を定め、その内容を本契約締結時に発注者に届け出なければならない。

なお、本工事に従事する者が 1 名の場合は、その者を業務責任者とせず、別の者を業務責任者とすること。

また、本工事に従事する者は、第一種電気工事士の資格を有する者とする。

6 委任または下請負について

- （1）受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- （2）発注者は受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- （3）受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入

建設業者」という。)を下請負人としてはならない。

(ア)健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(イ)厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(ウ)雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

(4) 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

(ア)受注者と直接下請契約を締結する下請負人については、発注者が受注者に対して、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をした事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)の提出を求める通知をした日から30日以内に、受注者が発注者に当該確認書類を提出した場合

(イ)前号に掲げる下請負人以外の下請負人については、発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から60日以内に、受注者が発注者に当該確認書類を提出した場合

(ウ)前2号に掲げる確認書類を提出できないことについて、合理的な理由があると発注者が認めた場合

7 提出書類

受注者は、工事完了後、履行期限までに下記の書類を発注者に提出すること。

(1) 業務完了報告書

(2) 本工事施工後の写真

(3) 本工事施工場所の電源回路箇所及び器具・コンセントの配置がわかる図面

(4) 試験成績報告書(絶縁抵抗測定結果)

8 服務規律

(1) 受注者は、従事者に対し、業務を行うに適した統一した服装・腕章・胸章等を着用させ、業務の従事者であることを明確にすること。

(2) 受注者は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

(3) 受注者は、発注者の信用を失墜する行為をしてはならない。

9 経費の負担

(1) 業務の実施に必要な電力、水道及びガス等の光熱水料は、契約書等に別に記載がある場合以外は発注者の負担とする。

(2) 次に掲げるものは、契約書等に別に記載がある場合以外は受注者の負担とする。

(ア) 工事実施に必要な消耗品及び工具、計測機器等の資機材

- (イ) 従事者の制服・腕章・胸章等
- (ウ) 関係諸法令に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等に関する費用
- (エ) 仕様書等で規定する各種報告書類の用紙等

10 資料等の整理・保管

受注者は、業務に関係する図面、図書等の資料の保管を行い、発注者の請求に基づき速やかに提出できるよう整理しておかなければならない。

11 債務不履行に対する受注者の責任

- (1) 受注者は、業務について、この契約に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく発注者に報告しなければならない。
- (2) 前項の報告を受けた場合、又は受注者がこの契約に違反したことが明らかになった場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその履行を請求し、若しくは履行とともに損害の賠償を請求し、又はその履行に代えて損害の賠償を請求することができる。

12 遵守事項

- (1) 受注者は、本業務の遂行にあたっては関係諸法令を遵守し、危険防止及び安全確保に万全の措置を講じ、業務の円滑な進捗を図るものとする。なお、諸法令の運用及び適用については、受注者の責任において行うこと。
- (2) 受注者は、発注者の指示に従い、施設の損傷や災害の防止に努めること。万一、施設に損傷を与え若しくは災害を発生させた場合、又は業務を行うにつき第三者に損害を及ぼした場合は、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わない。ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りでない。また、発注者から指示があれば、受注者負担で養生を行うこと。

13 その他

- (1) 見積書の提出にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知のうえ提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (2) 受注者は、工事施工中に建物の不良箇所・破損等を発見した場合や、火災・盗難等の異常事態が発生、もしくは発生を予知した場合は、速やかに発注者に届けること。
- (3) 受注者は、工事の施工に対し、十分な安全対策を施し、施工すること。
- (4) 作業を行うにあたり、契約以外の内容でやむを得ず施設もしくは用地の一部を加工、移動、撤去等する場合は、発注者の同意を得ることとし、受注者の責任において安全対策を

施すこと。

- (5) 本仕様書に明示し難い細部については、発注者と協議し、最善の方法で施工すること。
- (6) 受注者は、発注者が必要と認めるときは現場安全巡視、工事の進捗状況の確認、施工状況等の確認に随行し、また、発注者の要請に応じて、資料の提出を行うこと。
- (7) 受注者は、工事完了後直ちに仮設物を取払い、材料ごみ等を搬出して跡片付けを完全に行うこと。
- (8) 本工事において生じた産業廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律同施行令」に基づき、受注者の責任において適切な処理をすること。

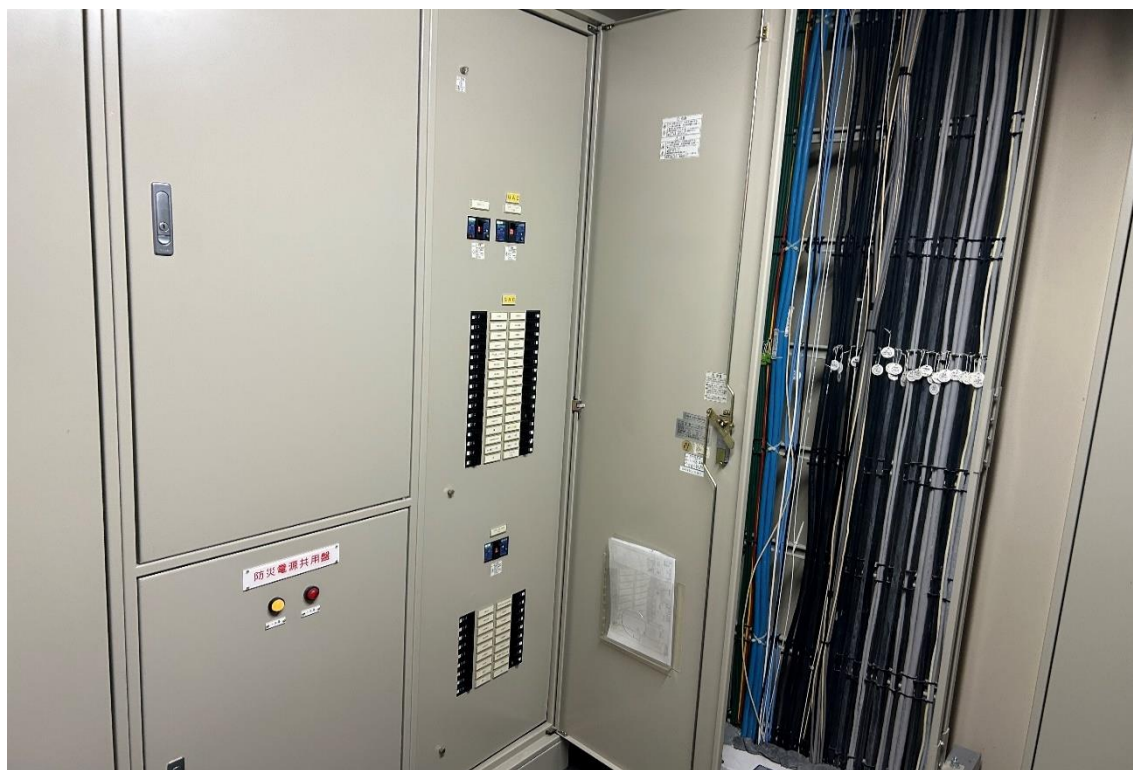
14 担当

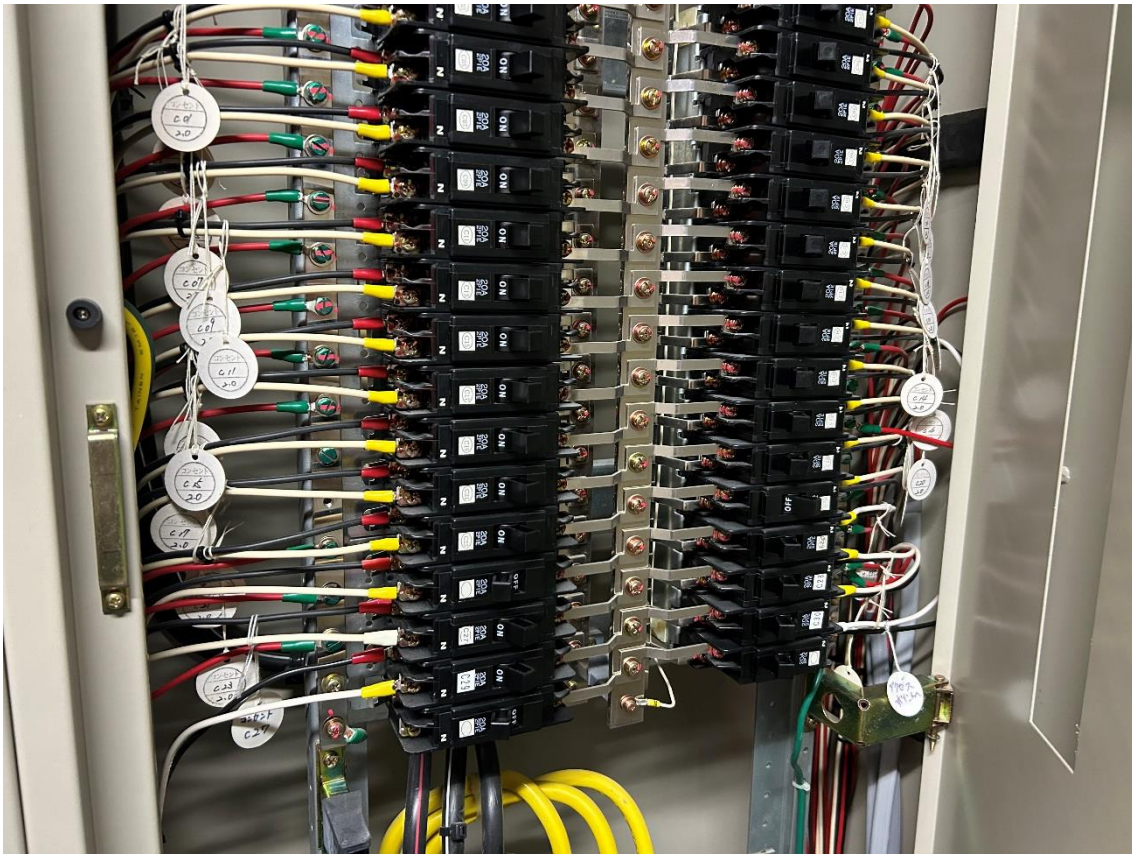
大阪市生野区役所企画総務課

〒544-8501 大阪市生野区勝山南 3 - 1 - 19

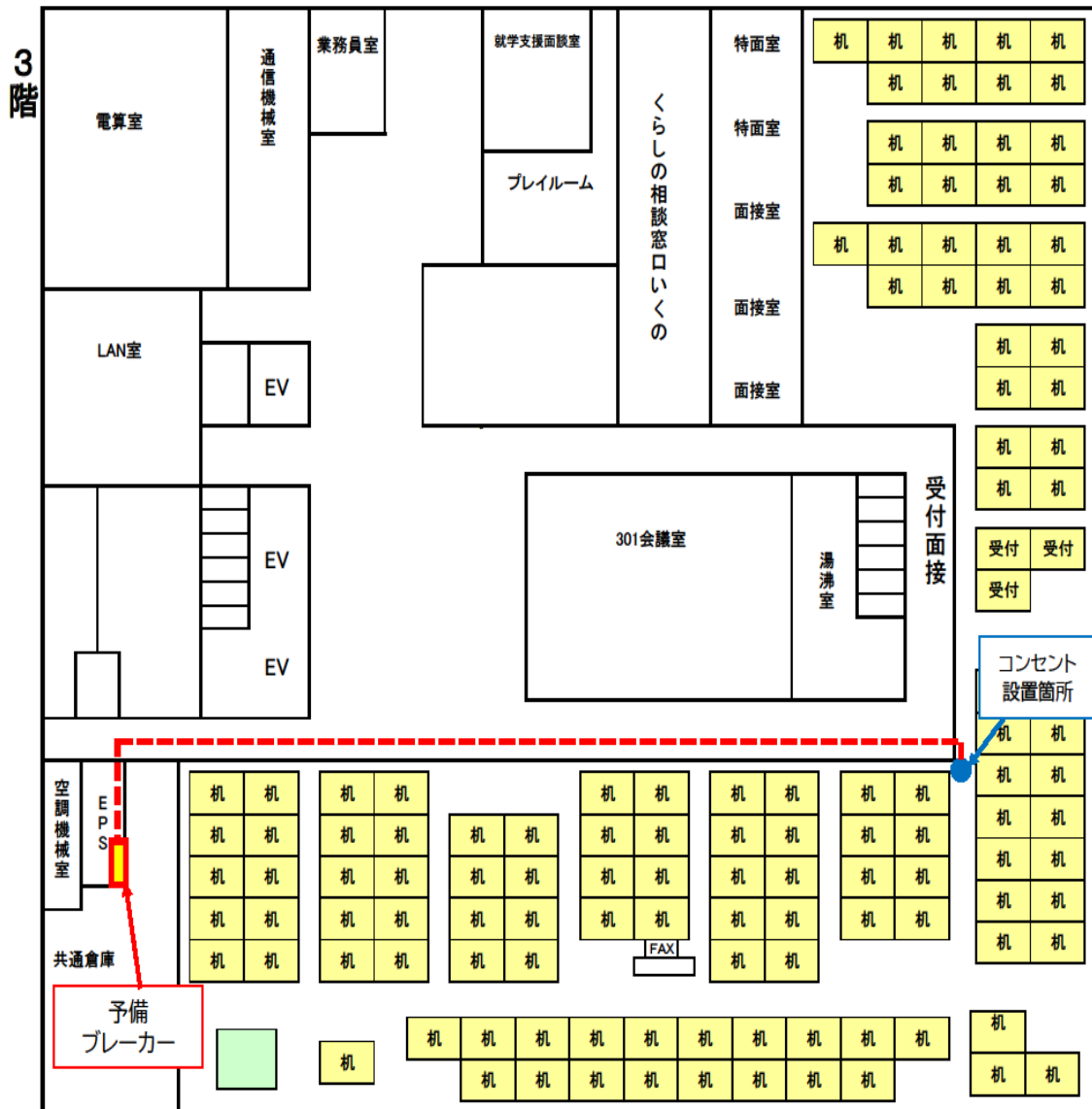
電話：06-6715-9625

別紙「ブレーカー写真」





○別紙「レイアウト図」



公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（生野区役所企画総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（生野区役所企画総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の生野区役所コンプライアンス担当【企画総務課（連絡先：06-6715-9001）】に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
- ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること